

状況により、施設が休館したり、事業などが変更・延期、または中止になる場合があります。最新情報は市公式サイト・各施設のウェブサイトなどで確認してください。



# マイナンバーカード

3月から

## 健康保険証

が  
として利用できます



### 利用申込はカンタン！

いますぐ申込み可能

健康保険証としての利用申込が必要です。自分で申し込むことができます。

#### 用意するもの

- 申込者本人のマイナンバーカード  
+ あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号(数字4桁)
- マイナンバーカード読取対応のスマホ(またはPC+ICカードリーダー)
- 「マイナポータルAP」のインストール

#### STEP 1

●ブラウザで「マイナポータル」と検索し、マイナポータルにアクセスする。  
※「マイナポータルAP」は閉じてください。



#### STEP 2

●「健康保険証利用の申込」の「利用を申し込む」をクリックする。



#### STEP 3

●利用規約などを確認して、同意する。  
※あわせて、マイナポータルの利用登録をすることができます。



#### STEP 4

●マイナンバーカードを読み取る。  
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了！

#### ●市役所でも手続きができます

窓口 市役所1階市民課 保険係/高齢医療・年金係

#### 用意するもの

- 自分のマイナンバーカード
- あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号(数字4桁)

### こんなメリットがあります！

●健康保険証としてずっと使える  
マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。ただし、医療保険者が変わったなどの届け出は必要です。

#### ●医療保険の資格確認が簡単に

医療機関に設置されたカードリーダーにかざせば医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けでの事務処理がスピーディにできます。

#### ●限度額以上の支払いが不要に

限度額適用認定証の申請をしなくても、医療機関窓口での高額療養費制度における限度額以上の支払いが不要になります。保険税を滞納している場合は利用できない場合があります。

※医療機関などにカードリーダーが設置されていることが必要で、令和5年3月末までにはどこの医療機関などにも設置される予定です。

※利用の開始時期は、医療機関、薬局によって異なります。厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金のウェブサイトを確認してください。

#### 問合せ 市民課保険係 127

高齢医療・年金係 140

## マイナンバーニュース

NO.23



右ページのお知らせのとおり、保険証として利用できるようになるほか、今後もマイナンバーカードの機能が増えていく予定です。  
**今はどんなことに使えるの？**

- マイナンバーの証明書、身分証明書として使える。
- コンビニなどで住民票、税や戸籍の証明書が取れる。
- インターネットを通じて確定申告ができる。

### 令和3年中にはこんな機能が追加されます！

- 自分の特定健診情報が確認できるようになる(開始時期は医療保険者によって異なります)。
- 自分の薬剤情報が確認できるようになる(同意すれば初めての医療機関などでも、今までに使った薬剤情報を共有し、相談することができま



▲マイナポイントウェブサイト

▼地方公共団体情報システム機構ウェブサイト



### マイナポイントの申込み・付与期限が延長されました！

マイナポイントの申込み・付与期限が令和3年9月まで延長されました。3月末までにマイナンバーカードを申請した方が対象となります。申請していない方はこの機会にカードを作りませんか。令和2年12月末〜令和3年3月(予定)に、国の機関である「地方公共団体情報システム機構(J-LIS)」からマイナンバーカードを申請していない方に、交付申請書を再送付しているの、利用してください。

マイナポイントについて詳しくはマイナポイントウェブサイト、マイナンバーカードの申請方法を地方公共団体情報システム機構ウェブサイトをご覧ください。  
問合せ マイナンバー制度・マイナポイントについて：情報管理課 513 / マイナンバーカード交付について：市民課受付係 121

## コロナ禍で表面化した課題とは



執筆：神子島 健 (第11期羽村市男女共同参画推進会議 会長、東京工科大学教養学環准教授)

新型コロナウイルスの感染が広がる中、経済状況の悪化で最初に雇用を切られることが多いのが、非正規雇用の労働者です。厚生労働省の「労働力調査」2020年10月の数値では、前年10月と比較した時、正規雇用が8万人増加しているのに対して、非正規雇用が85万人減少しています。非正規雇用は、日本では圧倒的に女性の割合が多くなっています(男性67.2万人、女性143.8万人)。また、コロナ禍でテレワークが増加しましたが、共働き家庭においても、家事や育児など家庭でのケアを女性が担う割合が高く、在宅ワークだと家事の負担が増えがちです。

このようにコロナ禍で明らかになった問題の多くは、今回初めて出てきたものではなく、以前から指摘されてきた、いわば「前からわかっていた問題」だと言えます。

こうした問題のひとつに、ひとり親家庭、とりわけ女性のひとり親家庭の貧困があります。いうまでもなく、コ

ロナ禍で雇用を切られやすい非正規雇用が多い層でもあります。さらには、そうした世帯を支えてきたさまざまな活動も、コロナ禍で実施しにくいことなどが追い打ちをかけています。ひとり親家庭などの抱える困難は、本来すべての子どもに平等な機会が与えられるべき教育のあり方にも、マイナスの影響を及ぼすことが懸念されます。

ひとり親家庭への支援自体はいろいろあるものの、スムーズな支援がうまくいかないのが現状で、行政には支援の態勢を整えることが求められています。同時に、社会の複雑化に伴い、多様な人々と接することが子どもの成長にとっても重要ですが、現在では地域での人間関係が希薄になりがちです。ひとり親家庭の子どもに限らず、子どもが安心して地域で多様な人間関係を作ることのできる環境を、社会で作ることが重要な課題です。コンパクトで顔の見えるコミュニティが残っている羽村で、その環境を子どもたちに作れるのか、私たち大人が問われているのではないのでしょうか。

特に記載がない場合の受付時間は、土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分〜午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。